

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【自動車検査独立行政法人】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日17日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	自動車検査独立行政法人

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ● 管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減する。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 研修施設については、自動車検査に係る実習用コース及び機器が必要であり、民間等に類似の施設は存在しないため、代替は不可能である。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 4,745,862千円(89.9%)、競争性のない随意契約 531,582千円(10.1%) (件数ベース) 一般競争等 226件(81.3%)、競争性のない随意契約 52件(18.7%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 3,008,740千円(87.9%)、競争性のない随意契約 412,398千円(12.1%) (件数ベース) 一般競争等 205件(81.3%)、競争性のない随意契約 47件(18.7%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 3,914,375千円(89.9%)、競争性のない随意契約 438,848千円(10.1%) (件数ベース) 一般競争等 202件(78.9%) 競争性のない随意契約 54件(21.1%)</p> <p>●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募となる契約を減少させるため、公告期間の延長、業界新聞等を通じた周知等の取組を実施した。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●同一敷地にある国の運輸支局等と警備、清掃業務、消防・空調設備の保守点検等の共同調達を可能な限り実施しているところであり、今後とも、共同調達の実施により調達の効率化、コストの縮減に努める。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○関東検査部管内において民間競争入札を導入(平成23年度～平成27年度)するとともに、この拡大に向け、中部検査部内及び北陸信越検査部内において民間競争入札を導入できるかどうか検討しているところ。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠して役員及び職員の給与規程等を改正し、役職員の給与を削減した。 ●「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員及び職員の退職手当規程を改正し、役職員の退職手当を削減した。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	●引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。 【平成25年度に見込まれる指数】 対国家公務員指数 100.0を下回る指数 対国家公務員指数(地域・学歴勘案) 102.3を下回る指数
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する、との目標を設定済みであり、この達成に向け、簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保による業務運営コストの削減に取り組むこととしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 監事監査規程等に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 不断に見直しを行うこととしている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	87	所管	国土交通省	法人名	自動車検査独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 自動車検査業務	運輸支局の関連業務との一体化等	23年度以降実施	自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する。	2a	「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）において、自動車検査登録勘定については自動車検査登録業務に係る新法人の設立にあわせて平成27年度末までに廃止し、自動車検査・登録業務との一体化については、新法人設立後の制度の在り方について平成24年度中に検討し、平成25年の通常国会に法案を提出するとされたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において当面凍結・再検討とされたため、改めて自動車検査業務のあり方について検討しているところ。	自動車検査・登録業務については、行政のスリム化や効率化を図るため、国が行うこれら業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を、独立行政法人（自動車検査独立行政法人）に移管することを検討する。（検査業務については、既に保安基準適合性審査（公権力の行使を伴わない事実行為）事務を、平成14年から自動車検査独立行政法人が実施） なお、国民の安全の確保と財産権の保護を図り、国際条約上の国民利益を確保するため、自動車の検査の可否の判定（安全基準等に適合することの公証）、自動車の登録（所有権の公証）の行為は、国が公権力の行使として実施する。
	大幅な民間への業務移管	22年度から実施	指定整備工場の指定要件の緩和、認証工場への周知及び働きかけの強化等を通じ、指定整備率を向上させ、大幅な民間移管を検討し、実施する。 これにより、法人の継続検査に係る事業規模を縮減し、新規検査、街頭検査、構造等変更検査に業務を重点化する。	2a	指定整備率の向上について、国土交通省から整備事業者団体の会合において説明を行うなど、整備業界に周知及び働きかけを行った。（指定整備率 H21年度末：73.3%、H24年度末 74.4% 指定整備工場数 H21年度末：29,111、H24年度末 29,477）	ユーザーの選択肢の確保や利便性の向上にも留意しつつ、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る。
	検査手数料の適正化	23年度以降実施	法人の業務・在り方の見直し、業務範囲の変更等を踏まえ、検査手数料の在り方や水準について検討を行い、検査手数料の適正化を図る。	2a	「特別会計改革の基本方針」における新法人設立後の組織・業務のあり方についての検討の一環として、検査手数料の在り方や水準について検討を進めることとしていたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において当面凍結・再検討とされたため、改めて自動車検査業務のあり方について検討しているところ。	引き続き、検査手数料の水準等について検討を行い、検査手数料の適正化を図る。
	検査業務の高度化に係る費用対効果の検証	23年度以降実施	運営の効率化及び検査の質の向上を図るため、費用対効果を厳密に検証した上で、検査業務の高度化を進める。	2a	検査業務の高度化については、費用対効果を踏まえた上で取り組む旨、平成23年度から始まった中期目標・計画に反映し取り組んでいるところ。	検査業務の高度化に取り組む際には、引き続き、費用対効果を検証する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 事務所等の見直し	本部の移転	23年度中に実施	賃料コスト削減の観点から、本部（新宿区四谷）について、賃料コストの掛からない施設又は賃料コストの低い施設への移転を検討する。	2b	本部の移転について平成23年度に検討を行ったが、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において独立行政法人交通安全環境研究所との統合などが決定されたことを踏まえ、組織の見直しに係る検討に応じて改めて検討を行うこととしていたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において当面凍結・再検討とされたため、改めて事務所等の体制について検討しているところ。	交通安全環境研究所の自動車審査部は、大量生産される自動車の流通使用過程に入る前の安全性等について保安基準適合性の審査を行っており、例えば衝突試験による安全性の基準適合審査等、自動車検査において実施しない審査も行っている。また、研究領域やリコール技術検証部では、基準策定に係る調査・研究や不具合の原因について技術的な検証等を実施している。 これに対し、自動車検査独立行政法人は、個々の自動車の特性に合わせて、迅速かつ正確に保安基準適合性について審査を行っている。 このように、交通安全環境研究所と自動車検査独立行政法人はそれぞれ異なる専門性を有する組織であり、交通安全環境研究所との統合については、自動車検査独立行政法人の業務・体制上、その実現可能性や効果につき慎重に検討する必要がある。 本部の移転については、経費削減の観点を含め、総合的に検討することとしている。
03 取引関係の見直し	競争入札の拡大	23年度以降実施	検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札の全国への拡大を検討し、経費節減に努める。	2a	関東検査部管内において民間競争入札を導入（平成23年度～平成27年度）するとともに、この拡大に向け、中部検査部内及び北陸信越検査部内において民間競争入札を導入できるかどうか検討しているところ。	競争入札の拡大については、引き続き検討する。

04	業務運営の効率化等	検査コース数の削減、事務所等の集約・統合、要員の再配置・縮減	23年度以降実施	民間参入の拡大による継続検査業務の縮小等に伴い、検査コースの削減や事務所等を集約・統合し、要員の再配置や縮減等を図る。	2a	指定整備制度の更なる活用については、整備業界に周知及び働きかけを行うなど、着実に民間参入の拡大を図っている。また、業務運営の効率化については、検査件数の推移、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化の状況を踏まえつつ、検査コース数の削減、要員の縮減に取り組んでいる。	自動車検査独立行政法人の組織運営に関しては、今後、ユーザーの選択肢の確保や利便性の向上にも留意しつつ、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図るとともに、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化の状況を踏まえた上で、業務運営の効率化を検討する。
----	-----------	--------------------------------	----------	---	----	---	---

No.	87	所管	国土交通省	法人名	自動車検査独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	「中央実習センター」(東京)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。	1	民間競争入札を実施し、21年4月に当該業務について民間委託を実施し、現在も継続して実施している。	-
2	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。	1	民間競争入札を実施し、21年5月に当該業務について民間委託を実施し、現在も継続して実施している。	-
3	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。	1	要員の縮減を図るなか、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化に対応するため新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実している。	-